

平成 17 年 7 月 25 日

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会

平成 17 年浄化槽法改正に伴う省令改正について

1. 放流水の水質基準

省令改正案に賛成であるが、次に示す内容を検討いただきたい。

(1) 水質基準の適用について

放流水の水質基準が設置した年月日によって、その適用が異なることは、住民の理解が得づらいと思われることから、法定検査を含む維持管理体制について、差が生じないような施策を検討していただきたい。

(2) 判定基準について

放流水の水質基準の適合状況を把握し、必要に応じて指導等を行う根拠となる基準であることから、スポット採水で得られた BOD 値のみで適合の可否を判断することは望ましいことではない。このことから、判定基準は浄化槽の特性に応じた適切な基準となるよう検討していただきたい。

(3) 窒素、リンの水質基準について

窒素、リンの水質基準については、浄化槽の維持管理コストの低減化など、高度処理型浄化槽を普及し易い環境を整備していただきたい。

(4) 水質基準の適合状況の確認について

公共用水域等の水質保全を進める上で、国の施策と歩調を合わせ、放流水の水質基準の適合状況の確認などを行う体制を市町村の施策として進める必要があることから、今後、必要な支援施策をお願いしたい。

(5) 既設の単独処理浄化槽について

一部の市町村では市町村単独事業として、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化

槽への転換を進めているところであるが、公共用水域等の水質保全を図るためには全国的な施策として取り組む必要がある。このことから、既設の単独処理浄化槽については適切な期限を設け、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換できるような補助制度を創設していただきたい。

また、住民に対する啓蒙・啓発にかかる支援施策を併せて検討していただきたい。

(6) その他

浄化槽放流水の水質測定結果と、各自治体等で行っている公共用水域での定点測定結果とをリンクさせ、放流後の自然浄化機能や健全な水循環の構築との関係について考慮した上で、浄化槽の整備による効果について調査していただきたい。

2. 第7条検査の検査時期

省令改正案に賛成であるが、次に示す内容を検討していただきたい。

(1) 検査時期について

建売住宅では、入居時期が定まらず、浄化槽の使用開始を把握することが難しいことから、使用開始の届出を徹底させる必要があると思われる。

(2) 竣工検査について

浄化槽の竣工検査的な業務として、建築主事等が行う竣工検査、市町村が行う中間及び完了検査（補助対象浄化槽に限る。）、指定検査機関が行う第7条検査がある。このように竣工検査的なものが幾通りもあることから、関係部局と調整を図って設置者が安心して使用できるような体制を整備していただきたい。

3. 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告

省令改正案に賛成であるが、次に示す内容を検討していただきたい。

(1) 都道府県から市町村への権限委譲について

法第53条第1項（報告徴収）及び第2項（立ち入り検査）に規定する権限が都道府県から市町村に権限委譲が進んでいることから、委譲後を見据えた施策も検討していただきたい。

また、権限委譲後の施策として以下に示す事項について、併せて検討していただき

たい。

浄化槽管理者に対する指導等を市町村が行うことから、市町村における専門職員の育成をお願いしたい。

なお、当協議会では市町村職員を対象に浄化槽の基礎知識を習得してもらうことを目的に環境省の御後援をいただき実施しているところであることから、専門職員の育成に当たっては当協議会としても協力していきたい。

市町村における指導等については、要請をいただければ指導マニュアルの作成等、当協議会として対応していきたい。

専門職員の配置や指導等に伴う発送業務など人員の確保や事務量の増加などから、適切な財政支援が是非とも必要である。

(2) 市町村と指定検査機関の連携について

市町村と指定検査機関との連携が進むよう支援していただきたい。なお、検査の実施率や不適正率にばらつきが見られることから、指定検査機関の全国的な連携が必要であると思われる。

4. 廃止の届出に関する事項

省令改正案に賛成であるが、次に示す内容をご検討いただきたい。

(1) 廃止の届出の代行について

浄化槽の廃止の届出は、浄化槽管理者が行うこととなっているが、当該届出の提出を効率よく進める必要があることから、指定検査機関、維持管理業者及び工事業者が廃止の届出の代行業務を行えるようにしてもよいのではないかと。

(2) その他

浄化槽廃止に伴う浄化槽汚泥の処理が適切になされているかを確認する必要があり、また、廃止後の浄化槽の状態を把握し不慮の事故等を防止する意味から、浄化槽汚泥の処理に関する事、廃止後の措置について留意するよう指導していただきたい。

5. その他の意見

(1) 浄化槽関係団体の協力について

今回の法改正において「公共用水域等の水質の保全」が目的とされたことにより、市町村の果たす役割がますます重要になりつつあるが、各市町村ですべての浄化槽に

関する業務を行うことは不可能であることから、浄化槽関係団体の一層の協力をお願いしたい。

(2) 浄化槽市町村推進事業の推進について

公共用水域等の水質保全のためには、浄化槽市町村推進事業の推進が必要であると思われることから、現行の補助率1/3を下水道と同じ補助率1/2としていただきたい。また、個人設置型の浄化槽を市町村が管理できるような支援施策を併せてお願いしたい。

平成17年7月25日

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会会員

佐久市の事例に基づく浄化槽に関する事項について

1 汚水処理施設の整備について

公共下水道、農業集落排水等の集合処理施設整備区域、浄化槽設置整備区域等、地域の特性を生かした効率の良い汚水処理施設の整備施策が必要。

2 浄化槽の維持管理について

- ・ 浄化槽は下水道等と同等以上の水質が担保できるが、適正な維持管理が必要である。

- ・ 佐久市は、佐久市浄化槽協会を設置し、適正な維持管理に努めている。会員は設置者である浄化槽管理者、施工業者、維持管理業者、清掃業者、佐久市で構成し、会費、補助金で運営している。

この中で、維持管理費として、

個人の会費（年）：48,000円

（内訳）維持管理 6,250円 × 4回 = 25,000円

水質検査（BOD、SS） 4,000円

清掃費 18,000円

事務費 1,000円

となっている。

- ・ このような状況の中で、少しでも、個人の負担を軽減できるよう、維持管理について、財政措置をお願いしたい。

3 浄化槽の効果

浄化槽の設置済みの河川上流地域は、水質が良くなり、下流地域にホルタルの発生が各地で見られるようになった。

佐久市浄化槽協会 会費の内訳

○協会の目的・・・生活排水による公共水域の汚濁等の悪化に対処し生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽の設置及び普及並びに適正な保守管理の推進を図ることを目的としています。

○会 費・・・浄化槽管理者の場合 入会金 1,000円
会 費48,000円(年額)
(会費は住宅用の5～10人槽までの管理者の場合)

会費内訳	保守点検費	25,000円
	水質検査費	4,000円
	清掃費	18,000円
	事務費	1,000円
	合 計	48,000円

○ 業務内容・・・ ◎年4回の定期保守点検、消毒薬の補充
◎年1回の水質検査・・・放流水のBOD,SSの検査
◎清掃業務 年1回の清掃
◎浄化槽の保守点検、清掃などは協会で定める標準事業費で行われます。

事務局 佐久市役所生活排水部排水計画課内
TEL・FAX 共0267-63-1543